

岩手県告示第 235 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定による告示があったので、同法第 66 条の規定により、次のとおり公告する。

平成 20 年 3 月 25 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 都市計画事業の種類及び名称 平成 11 年建設省告示第 49 号盛岡広域都市計画道路事業 3・3・6 号向中野安倍館線
- 2 施行者の名称 岩手県
- 3 事務所の所在地 盛岡市
- 4 事業地の所在 盛岡市仙北二丁目及び三丁目地内